(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	BA	九五・〇〇〇～八四・六二一メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	八・〇〇～二六・〇〇〇メートル 九五・〇〇～八四・六二一メートル 二六・〇〇〇～五三一・〇〇〇メートル 八〇・三五五	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月五日

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　茨城県猿島郡境町大字横塚字西原四五四番一地先から古河市久能字東沼一六二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月五日

○関東地方整備局告示第三百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
群馬県利根郡みなかみ町永井字唐沢六六七番五地先から同町永井字駒利山八四番一まで	前	一五・四〇～一五・四〇メートル	五二・〇〇〇キロメートル
	後	一五・四〇～一六四・〇〇メートル	〇〇・五五六キロメートル 〇〇・五五六

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
千葉県安房郡鋸南町勝山三六二番一から同町竜島八六七番五まで	前	七・三五～九・七五メートル	八・三三キロメートル
	後	一一・四七～一一・四七メートル	〇〇・〇六〇キロメートル 〇〇・〇六〇

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　十七号　群馬県利根郡みなかみ町永井地先から群馬県利根郡みなかみ町永井字三坂山地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　KDDI株式会社　建設本部　光インフラ建設部長　武田　信也

住所　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号　新宿文化クイントビル十階

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道十七号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道十七号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十六年九月十日から当該協定の存続する日まで

○近畿地方整備局告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月五日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　東播都市計画道路事業三・四・四十号西脇上戸田線

三　事業施行期間　自平成二十六年十一月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県西脇市下戸田字西城府及び東城府地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号　倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七四番一から同市玉島阿賀崎字亀崎二四七八番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月五日

○四国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月五日　四国地方整備局長　三浦　真紀